定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月七日

岡山市中区桜橋一丁目二番四三号

株式会社岡山県食肉センター

代表取締役　松岡　誠

合併につき株券等提出公告

当社は、武蔵工業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月七日

東京都文京区湯島三丁目一四番九号

全日本プロレス株式会社

代表取締役　福田　剛紀

合併につき株券等提出公告

当社は、武蔵工業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月七日

東京都文京区湯島三丁目一四番九号

武蔵不動産株式会社

代表取締役　福田　剛紀

合併につき株券等提出公告

当社は、暁電業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、合併効力発生日である令和八年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月七日

岡山市北区十日市東町六番四九号

入船プラスチック工業株式会社

代表取締役　入船　佳樹

任意清算公告

当社は、令和八年七月十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月七日

群馬県高崎市下和田町三丁目一番五号

合資会社ダイレクト

代表社員　佐藤　収一

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　四頁

また、乙の株券を所有する方は、この合併の効力発生日である令和八年九月十一日までに乙にご提出下さい。

令和八年八月七日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一七階

（甲）Ｒｏｏｄｈａｌｓｇａｎｓ　１株式会社

代表取締役

ライアン・ロバート・パトリック

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一七階

（乙）株式会社Ｍ＆Ｉ

代表取締役　鬼塚　哲郎

株式売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である株式会社Ｅ－ＢＯＮＤホールディングスより株式売渡請求があり、当社はそれに承認しましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年九月十日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月七日

長崎県佐世保市塩浜町一番一八号

株式会社モデル百貨

代表取締役　中島　洋三

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百七十二億六千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和八年八月七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ＴＯＫ１Ｅ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　八十六頁（号外第三十三号）

令和八年八月七日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

エスアイエム・レジデンス・スリー特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億八百二十三万五千二百五十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年四月十七日付官報の号外第九十一号五十頁に掲載されています。

令和八年八月七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＪＮ特定目的会社

取締役　長尾　誠

正　誤

令和八年七月三十一日目次及び本文において、内閣府告示第八十三号から第八十五号は、内閣府告示第八十四号から第八十六号となった。

ページ	段	行	誤	正
一三	二	終りから八日	令和七年三月十八日	令和八年三月十八日

令和八年四月十四日（号外八十七号）厚生労働省告示第百九十六号（使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

一一ページ終りから一九行目「ただし、第三条の規定は、令和八年六月一日から適用する。」を削る。